

○風俗営業等事務取扱要綱の制定について（概要）

（令和5年9月22日 例規第45号 神生総発第234号）

この要綱は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の規定に基づき実施する、神奈川県警察における風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業及び深夜における酒類提供飲食店営業に係る事務手続に関し、必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 風俗営業

第1節 許可等

第1款 許可（第5条－第12条）

第2款 相続、合併及び分割（第13条－第22条）

第2節 変更承認等

第1款 変更承認（第23条－第27条）

第2款 変更届出（第28条－第30条）

第3節 特例風俗営業者の認定（第31条－第37条）

第4節 遊技機の認定等（第38条－第42条）

第5節 浄化協会への事業委託（第43条・第44条）

第3章 性風俗関連特殊営業（第45条－第53条）

第4章 特定遊興飲食店営業

第1節 許可等

第1款 許可（第54条－第61条）

第2款 相続、合併及び分割（第62条－第71条）

第2節 変更承認等

第1款 変更承認（第72条－第75条）

第2款 変更届出（第76条－第78条）

第3節 特例特定遊興飲食店営業者の認定（第79条－第85条）

第5章 深夜における酒類提供飲食店営業（第86条・第87条）

等である。